

令和 7 年 11 月

(第 1 回)

京都府教育委員会議録

1 開 会 令和 7 年 11 月 10 日 午後 2 時 02 分
閉 会 令和 7 年 11 月 10 日 午後 3 時 05 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員 藤 本 委 員

鈴 鹿 委 員 植 木 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長 山 下 教 育 監

仲 井 管 理 部 長 相 馬 指 導 部 長

南 総 務 企 画 課 長 三 矢 学 校 教 育 課 長

小 西 高 校 教 育 課 長 山 本 総 合 教 育 セン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長 中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア いじめの防止等のために～教職員ハンドブック～
別冊資料「いじめ重大事態化を防ぐために」について

【三矢学校教育課長の報告】

○ この度、新たに教職員研修用資料として作成した「いじめの重大事態化を防ぐために」について報告する。

まず初めに、作成の意図について説明する。

令和6年8月に文部科学省によって「いじめの重大事態の調査についてのガイドライン」が改訂された。この改訂の背景には、いじめ重大事態の増加に加え、いじめに関する法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかつたため、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生していることが挙げられる。

京都府においても、「いじめ重大事態」は毎年のように発生しており、認知やその後の聞き取り等も含めて、学校側の対処によっては重大事態化することを回避できたものや、重大事態となっても、調査等が長期化することを防げた可能性があるものも含まれている。

こうしたケースを減らすため、令和3年に作成した教職員研修用ハンドブックの別冊資料として、いじめに係る実際の対応について具体的に示すための資料を作成した。

次に、資料の内容について簡単に説明する。本資料については、大きく2つの内容で構成している。

まず内容の1つ目は「いじめの重大事態化を防ぐための方策」である。資料では、いじめの重大事態化を防ぐための方策として4つ挙げており、資料の1～2ページ目では「いじめについて正しく理解する」と題して、「いじめ」を法的な定義に基づいて正しく捉える必要性を記載している。学校が法や基本方針等に沿って対応しなかつたために、重大事態となるケースとしては、児童生徒や保護者がいじめ被害を訴えたけれども、学校が「いじめ」と認知して対応せず、そのことで不信感を抱いてしまう、というようなものが含まれている。こ

うしたケースを防ぐためには、まずは「いじめ」について法的な定義も含めて正しく理解していくことが重要である。

この章では、「いじめ」を加害行為の質や量でいじめを捉えるのではなく、被害者的心身の苦痛から捉るために、「いじめ」を「ハラスメント」と呼び変えて説明している。

また、いじめ調査等における認知件数についても、「認知件数の多さ」＝「いじめを見のがしにくい学校」とし、いじめを適切に認知し、早期発見・早期解消につなげられることの重要性を説明している。

続いて、「いじめの分類及び未然防止の取組」と題して、いじめが起こりにくい集団づくりのための日常的な指導について記載している。具体的には、いじめを、暴力を伴うものと伴わないものに分け、それぞれの防止に向けた取組例を紹介している。

4ページでは、「いじめの対応についての周知」として各校が定めているいじめ防止基本の実効化について説明している。

いじめの法的な定義については、学校の教職員が理解しておくことはもちろんだが、児童生徒や保護者にも周知していく必要がある。実際に、「いじめの加害」とされた児童生徒や保護者が、「いじめの定義」について理解していないために、被害側と加害とされた側の関係がさらに悪化してしまうケースも見られる。また、多くの場合、このようなケースでは両者の間で板挟みになることで、学校にも疲弊感が生まれる。 こうした状況を未然に防ぐため、「いじめの定義」や「いじめに対する学校の姿勢」を日常的に児童生徒や保護者に周知していく必要がある。

次に、5ページ・6ページには、「学校の取組に対するセルフチェック」として、各学校が自校の現状をチェックするためのページである。

5ページは、文部科学省作成の「いじめの重大事態の調査についてのガイドライン」のチェック項目である。

6ページは、各校の校内研修等で自校の取組を振り返り、いじめの未然防止につなげていけるようにしている。

7ページ以降は、2つ目の大きな内容として、いじめ重大事態への対応についての確認事項を記載している。

文部科学省による「いじめの重大事態の調査についてのガイドライン」の内容を抜粋し、実際にいじめの重大事態が発生した際に最低限必要な内容をまとめたものである。

今回作成した資料については、府内各校において、年度当初等に管理職が全教職員に周知していくものとして作成したものである。

そのため、内容は基本的かつ必要最低限にまとめており、各校においては、この内容を周知徹底した上で、必要に応じて従来から使用している教職員用ハンド

ブックや、生徒指導提要、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインなどを活用していくよう指導・助言を行うこととしている。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

いじめの態様として、暴力や窃盗、SNSでの誹謗中傷等あるが、これらは、犯罪に該当するという認識を先生方には周知されているのか。

○ 三矢学校教育課長

いじめが犯罪行為に該当する場合では、警察と連携することを、周知している。

○ 藤本委員

第三者機関が調査する体制が必要ではないかという意見もあるが、府教委として、こういった意見を参考に、セルフチェックを含めた、今後の対応としての考え方等があれば、聞かせて貰いたい。

○ 三矢学校教育課長

学校が組織として対応することは当然として、市町の福祉部局等とも連携が必要がある。また、重大事態案件の場合、現在の調査の主体は学校または学校設置者である。もちろん第三者も入っていただいているが、保護者のご理解が得られない等の場合には、調査委員会のもち方も考えていくべきだと認識している。

○ 安岡委員

いじめの認識の違いには個人差があり、今後も難しい課題となるが、先生方等の直接教育に関わる方々が、各地で発生した事例を勉強し広い知識を持つことにより、解決の糸口になったり、未然に防げたりすると考える。

また、子ども達は、先生方をよく見ているので、先生の間でいじめがあつてはならない。範を示す者が範を犯してはならないことを認識し、良好な人間関係を構築していただきたい。

○ 三矢学校教育課長

事例を勉強するというのは、正にその通りで、幅広い知識に繋がると考える。研修会等で、特異な事例に対する周知勉学に取り組んでいくことが大切と考えている。

○ 鈴鹿委員

生徒がいじめを訴えた場合、学校側から全ての事案が教育委員会に報告されているのか。

○ 三矢学校教育課長

全てのケースで状況や内容まで直ちに教育委員会に上がってくるものではないが、学校でいじめの認知があった場合、先ずは学校内で組織をつくり共有し、対応することとしている。いじめの件数としては府教委に上がってくる。

○ 前川教育長

全て府教委に報告して指示を受けるのではなく、先ずは学校内で解決するのが一番望ましい。いじめ認知をすべて報告させているのは、早期に発見して小さな芽のうちに解決するためであり、学校が、いじめを認知すれば、学校内で直ちに対策会議を立ち上げ、誰がどういったアプローチをするのが望ましいかを検討する等して、早期解決を目指しているところである。

○ 小畠委員

学校としての基本姿勢で「いじめは重大な問題」とあるが、「いじめは絶対悪」だということを、先生、生徒、保護者に周知徹底するくらいの強い姿勢で発信し共有することが必要だと感じている。

○ 植木委員

いじめ問題は、先生方や保護者方には様々な場面で周知されていると思うが、いじめに対する基本姿勢や価値観を児童生徒に指導教育する方法は、各学校に任せているのか。

○ 三矢学校教育課長

個々の具体的な指導の方法は、学校側の状況に応じた対応を任せているが、児童生徒に対する基本姿勢や価値観の指導は、人権教育や道徳教育の中で周知することを、府教委から指示している。

イ オーストラリア連邦南オーストラリア州教育省とのパートナーシップ協定について

【小西高校教育課長の報告】

○ 南オーストラリア州はオーストラリアの中央南部に位置し、州都はアデレードである。地中海性気候であり、夏は暑く乾燥し、冬は温暖な地域で、落ち着いた都市であり、全豪でも治安が良い都市として知られている。日本からも多くの

生徒・学生が留学している。

本府においても、平成 28 年度から「短期語学研修補助事業」の受入先の一つとして連携しており、さらに今年度からは府立高校「海外サテライト校」の新たな受入先として関係を深めてきた。この度、こうした実績を踏まえ、教育分野における交流と連携をより一層推進するために、同州教育省とパートナーシップ協定を締結することとした。

主な協力内容は 3 点で、

- ・オーストラリア語学研修補助事業及び府立高校海外サテライト校事業を含む留学支援事業の継続的な受入
- ・京都府教育委員会管轄校との新たな交流プログラムの支援
- ・国際的、異文化間学習を促進する取組の模索及び実施

である。

2 点目、3 点目の具体的な内容については、今後、先方と協議のうえ決定していく予定である。

なお、正式な調印式や相互訪問は実施しない予定で、締結日は令和 8 年 1 月 20 日（火）を予定しており、今後は、先方の責任者による署名の後、本府において前川教育長が署名する手続きの流れとなる。

【質疑応答】

○ 小畠委員

この協定という取組みは、凄く良いものだが、京都では、何カ所と協定を結んでいるのか。現在留学支援に力を入れているところであるが、それをきっかけに、パートナーシップ協定に発展して欲しい。

○ 小西高校教育課長

オーストラリアでは 2 カ所目で、全体では 3 カ所と協定締結している。

ウ 府立高等学校教科用図書の採択について

エ 府立特別支援学校教科用図書の採択について 【ウ、エ一括報告】

【相馬指導部長の報告】

○ 公立高等学校で使用する教科用図書については、毎年度採択することとなっており、令和 8 年度に京都府立高等学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

教科用図書の使用義務については、学校教育法で定められ、全ての生徒は学習指導要領に基づいて編集された教科用図書を用いて学習する必要があるとされている。その教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書であるが、適切な教科用図書が無いなど、特別

な場合には、これらの教科用図書以外の一般図書を教科用図書として使用することができるとされている。

続いて、府立高等学校教科用図書採択の手続きについて説明する。例年、府教育委員会から各学校長に対し、翌年度に使用する教科用図書を推薦するよう通知するとともに、教科書目録を送付し、事務説明会を実施している。各校においては、教科書展示会や文部科学省ホームページ掲載の教科書編集趣意書を参照しながら、出版社から送付された見本本により、教科用図書に取り上げられている題材に関して、全体の分量、基礎的なものや発展的なものの取扱い、設定のバランスなどに着目し、教科用図書の中身についての調査研究を実施して、各校の生徒の実態に応じた適切な図書を教科書目録から選定する作業を行い、その結果を推薦という形で推薦理由と共に府教育委員会に提出している。

推薦を受けた府教育委員会においては、その中身を審査し、必要な指導を行い、場合によっては、推薦理由等を改めて聞き取り、不適切なものがあった場合には差し替えを求めるなどして、その審査結果を学校に通知して採択するという流れである。続いて、府教育委員会から各校に送付する教科書目録について説明する。令和4年度入学生から、新しい学習指導要領（平成30年文部科学省告示の学習指導要領）に基づいて編集された教科用図書を使用している。

教科書目録においては、高等学校用教科書目録第1部には令和4年度以降に入学する生徒用の新しい学習指導要領に基づいて編集された教科用図書が掲載され、同第2部には旧学習指導要領で編集された教科用図書（農業などのごく一部の科目で選択可能）が掲載されている。次に、教科用図書の推薦に当たっての留意事項における公正確保についてだが、教科用図書の採択は重要な意義を有する決定行為であり、適正で公正な推薦が行われることが肝要で教科用図書の採択に関し、如何なる疑惑も生じさせることがないよう毎年度当初に全校に公正確保についての通知を発出し、事務説明会でもその点について再徹底している。

京都府の事例ではないが、過去（2022年）に教科用図書出版社が学校に対して利益供与を行ったと報道されていることもあり、公正確保の更なる徹底に取り組んでいるところである。こうした手続を経て採択し、令和8年度各府立高等学校で使用する第1部、第2部の教科用図書については、資料に一覧掲載しているとおりで、第1部の教科書からは、3237件で、第2部の教科書からは、0件である。

- 特別支援学校で使用する教科書は、文部科学省の検定を経た教科書文部科学省検定済教科書の下学年用（該当学年より下の学年のもの）、文部科学省が著作の名義を有する教科書（☆1つ～☆5つで難易度を表示、視覚障害者用点字版、聴覚障害者用言語指導）教科書以外の図書（一般図書・絵本、図鑑等書店で販売）の4種である。特別支援学校では、文部科学省の検定を経た教科書に適切なものがないなど特別な場合、検定済教科書の下学年用又は文部科学省が著作の名義を有

する教科書の使用を考慮、それらの使用がさらに適当でない場合、教科書以外の図書(一般図書)を教科書として使用することができる。

障害の程度が軽度の児童生徒には文部科学省の検定を経た教科書を使用し、障害の程度が重度の児童生徒には児童生徒の状況にあった一般図書を使用している。

一般図書は、京都府教育委員会が教科用図書選定審議会に諮問の上、選定のための資料を作成し、各校はそれを参考に選定している。この調査・研究を行うに当たり、京都府教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成する教科用図書選定審議会を設置。審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱している。

この審議会の調査・研究結果をもとに、京都府教育委員会が選定資料を作成し、それを各特別支援学校に送付 特別支援学校は、選定資料を参考にするほか、特別支援学校の採択基準及び基本観点に基づき、独自に調査・研究した上で1科目につき1種類の教科書を選定する。京都府教育委員会は特別支援学校に対して指導した上で、採択し、文部科学大臣に報告している。今年度採択した教科書の状況として、総採択点数は649点であった。

そのうち文部科学省の検定済教科書を使用するのは、府立特別支援学校15校(分校含む)のうち、小学部6校中学部6校、高等部11校である。採択点数は209点で、総採択点数の32.2%であった。特別支援学校用教科書(視覚障害者用点字版、聴覚障害者用言語指導)を使用るのは、視覚障害者用小学部1校・中学部1校、聴覚障害者用小学部1校高等部1校である。文部科学省著作教科書(☆本)を使用るのは、小学部で11校、中学部で7校、高等部で1校です。特別支援学校用教科書全体の採択点数は41点で、総採択点数の6.3%である。一般図書は総点数399点で、総採択点数の61.5%である。また、新たに調査研究の提出があった一般図書は5点となる。

【質疑応答】

○ 小畠委員

教員の裁量によって使用出来る教材はあるのか。

○ 前川教育長

主たる教材つまり教科書の場合は検定があるが、副読本のドリル等の場合は、基本的に学校側からの届け出制度となっている。

○ 鈴鹿委員

副読本の話題が出たので確認するが、学校の図書館に置かれている図書は、学校の裁量で選ぶのか。

○ 相馬指導部長

そのとおりである。

○ 前川教育長

かつて、副読本等で、著しく中立性を欠く内容のものがあったことがあり、それを防止するために、届け出制にしている。プリントで、その時間だけ使用するものについては、そこまで求めていない。

(4) 議決事項

ア 第 51 号議案 令和 8 年度教職員人事異動方針について

【管理部長の説明】

○ 人事異動方針の記載内容については、令和 3 年 3 月策定の「第 2 期京都府教育振興プラン」に加え、令和 6 年 8 月に出された中央教育審議会の答申や魅力ある府立高校づくり推進基本計画の策定などを踏まえ、令和 7 年度教職員人事異動方針として一部改正を行ったところである。

今回については、これまでの考え方を引き継ぎつつ、府教委として重点的に取り組んでいる施策を踏まえた内容に変更した。

令和 8 年度においては、この基本方針に沿って、全府的視野に立ち、適正な人事異動を行いたいと考えている。

記載内容についてであるが、まず、前文部分には、

① 本府として、振興プランにおいて、「目指す人間像」と、そのために必要な 3 つの「はぐくみたい力」を掲げ、人権尊重を基盤とした京都府ならではの教育を推進していること

② 新しい時代における教育の推進に対応する必要があること

③ ①②のため、校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人がやりがいと達成感をもって全ての子ども達へのよりよい教育の実現を目指せるよう、学校の指導・運営体制の充実や学校における働き方改革を更に推し進めること、教職員自らが研鑽に努め、全力で教育活動に専念することを記載している。

記書き以下に重点事項として

1 学校経営体制の充実

2 課題に適切に対応するための重点的な人事配置と府立学校の使命や特色に応じた魅力ある学校づくりを推進するための適材適所の配置

3 教職員の資質能力向上を図る観点から異動を推進することとともに、管理職も含め、将来の学校の指導・運営体制を見通した配置に努めること

4 全府的見地から、地域間・学校種別間等の交流を推進すること

5 課題のある教職員には適切に対応すること

の5点を記載している。

これら5点を来年度の教職員人事異動に係る重点事項としたいと考えている。審議の上、議決をお願いしたい。

次に、例年、人事異動方針を踏まえ、人事異動に必要な事項を人事異動実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校とに分けてそれぞれ定めている。

小・中・義務教育学校分及び府立学校分のいずれにおいても昨年度から変更点はない。

先ほど説明した人事異動方針とあわせて人事異動要綱を踏まえた教職員人事異動に努めていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 植木委員

女性を管理職に登用したくても、遠慮される方がいるという問題も聞くが、何故遠慮されるのか原因等を調査して、その部分をサポートする方向の取組みも重要ではないかと考える。

○ 前川教育長

重要な視点であるので、今後生かしていく。

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告